

はしがき

本書はタイトルからもわかるように、情報法の講義のために書かれたものである。ここでは、まず、「情報法」とは何かが問われようか。しかし、これに的確に答えることは必ずしも容易ではない。第1章でその説明を試みているが、十分なものとはいえない。同様の法分野をさす言葉として、「マスコミ法」「メディア法」「情報メディア法」「言論法」なども用いられるが、それぞれ厳密な意味・定義のもとに使われているとはいえない。

筆者は、この「情報法」に、いわゆる「マスコミ法」研究者の観点・立場から、関心をもちアプローチしてきた。これまで主に、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ等に関わる法の問題、とくに表現の自由・報道の自由との関わりに興味をもち、マスコミと法に関する分野の研究を行ってきた。1970年代に、アメリカ合衆国の「マスコミ法」に出会い、Donald M. Gillmor, Jerome A. Barron, MASS COMMUNICATION LAW: Cases and Comment, Second Edition (West Publishing Co. 1974) や Harold L. Nelson, Dwight L. Teeter, LAW OF MASS COMMUNICATIONS: Freedom and Control of Print and Broadcast Media, Third Edition (The Fountain Press 1978) に関心をもち、また、Robert W. Jones, THE LAW OF JOURNALISM (Washington Law Book Co. 1940) や Charles Debbasch, TRAITÉ DU DROIT DE LA RADIODIFFUSION RADIO ET TÉLÉVISION (L.G.D.J. 1967) なども読んだ。さらに、当時、石村善治・斉藤文男編『問われた報道の自由』(法律文化社, 1971年) や石村善治・奥平康弘編『知る権利 (マスコミと法)』(有斐閣, 1974年) を読んだことによって、同分野の基本的問題が浮き彫りになり、研究への意欲が高まったことをおぼえている。

1980年代になって、社会は地方自治体を中心に、情報公開制度の導入へ、また個人情報保護制度の整備へと動くことになるが、1982年の金山町公文書公開条例の制定から2001年に国の情報公開法が施行されるまでの約20年、そして

1980年のプライバシー保護に関する OECD 8 原則の公表から2003年の個人情報保護法制定までの約20年、この間、国民の関心は、社会の高度情報化の流れのなかで、開かれた政府の実現や個人情報の保護へと向かい、行政情報の開示や個人情報の適切な管理への要請が一気に高まった。そして、1990年代に入ってインターネットの時代を迎えることになる。

2010年、IT 戦略本部は「新たな情報通信技術戦略」を、総務省は「光の道」構想を打ち出し、2001年から連続して e-Japan 戦略、e-Japan 戦略 II、u-Japan 政策、IT 新改革戦略等を提唱してきたが、わが国の情報通信政策をさらに進めていく姿勢を明らかにした。政府はこうして社会の高度情報化へのアクセラを踏み続ける一方、他方で既存の法体系の不備が目立つようになり、このことによってネット上に権利侵害・社会的法益侵害をともなう違法情報、さらには「有害」とされる情報が多く出回るようになった。そして、以下の各章においてとりあげられる、さまざまな法の改正と新たな制定が急ピッチで進むことになる。

また、これまでのマスコミ報道のあり方については、マスコミによる名誉毀損・プライバシー侵害に対し、裁判所による事前差止めや高額な損害賠償を認めるなど、各メディアの法的責任をさらに厳しく追及する姿勢が見られるようになる。また、個人情報保護制度や裁判員制度の導入によるマスコミ報道のあり方も問われ、メディアによる人権侵害等については、同メディアによる自主的な対応も含めて、多様な方法での解決が求められる状況にある。

情報法は、このような背景と現状から彫塑・形成されてきた法の分野・領域といえることができる。本書では順番に、わが国の IT 政策、表現の自由の歴史・理論、情報公開、個人情報の保護、著作権、報道の自由、プレスの内部的自由、名誉・プライバシー、差別的表現、性表現の自由、放送・通信の自由、インターネットの自由と情報セキュリティ、メディアの集中・系列化とアクセス権・反論権、情報倫理と自主規制、の各テーマ・問題を取り上げる。これら内容からもわかるように、本書は、少々短絡的な言い方であるが、これまで「マスコミ法」でとりあげられてきた問題と、いわゆる今日「サイバー法」として論じられる中身の一部、それらの両方にまたがっている。

本書の基本的なコンセプトは、情報の自由、すなわち「情報の自由な流れ」

の保障と「情報の保護」である。表現の自由、情報公開、個人情報保護(自己情報開示請求権を認める部分)、著作権、報道の自由、放送の自由、インターネットの自由は前者と密接にかかわり、一方、特に名誉毀損、プライバシー・個人情報保護、情報セキュリティの問題は後者と密接に関わる。また、上記のそれぞれのテーマ・問題は、「情報の自由な流れ」の保障と「情報の保護」のバランスの上で適切に解決されなければならない。章立てとして、表現の自由の歴史・理論のあとに、順に、情報公開、個人情報の保護、著作権、報道の自由をもってきているのは、国民は主権者として、国や地方公共団体等の公的情報は情報公開制度を使って、自己情報は個人情報保護制度の自己情報開示請求権を使って、文化的な情報は著作権制度で、その他の社会の情報は報道の自由が保障されることによって、獲得が可能になるという構図(筆者の妄想かもしれないが…)を描いているためである。今日では、さらにインターネットの自由が私たちの情報収集の強力手段となっていることはいうまでもない。

本書の刊行にあたっては、執筆者のみなさんに、原稿の完成から大変長い間待ってもらうことになってしまった。まずはこのことについて深くお詫びを申し上げたい。このように出版までに大きな遅延があったにもかかわらず、いずれも素晴らしい内容の原稿をいただけたことは、光栄の至りと思っている。心から感謝申し上げたい。また、法律文化社の秋山泰氏と掛川直之氏には、その間、粘り強くご指導いただき、心よりお礼を申し上げたい。言葉では言い表せないほど、多大なご迷惑をおかけしたと思っている。頓首。

2012年8月15日

松井 修視